

市議会議員

おのざわ康弘の

活動報告

# ひげ通信



2008

No. 22

発行日 08-10 発行責任者 小島治樹 原田定明 小野澤康弘後援会 川越市小仙波町 5-15-3 川越市吉田 715-16 Tel.049(232)5789 Tel.049(231)4850

## 市議会報告（9月議会）市政停滞？

今年の夏も大変暑いかがお過ごしでしたでしょうか？本議会も九月二日より開会され、24日間の日程をもつて九月二十五日に閉会となりました。今議会では通常の議案に19年度決算の議案が加わり、決算特別委員会も設置されました。又、提出議案の中に不適切とも思われる議案も含まれ、取り下げを余儀なくされ、また更に本議会中の一般質問途中から舟橋市長が体調を崩し九月十九日まで大事をとり、市議会を欠席するなど、通常ではあまりありえない事態が発生しました。幸い、舟橋市長の体調も大事には至らず、最終日の二十五日には議会に出席され、人事案件を含む提出議案全て可決されました。（詳しくは2P）

また、今回の一般質問では、私は川越市の緊急課題であると考えている川越市斎場（火葬場）について一般質問を行いました。

### 川島町合併推進議員の会来庁

議会最終日（九月二十五日）に川島町議会議員数名が本市議会へ合併協議のお願いに来庁されました。

川島町議会では平成十九年十二月十一日に川越市と合併を推進する議決がされたことは新聞でも確認

された事と思えます。すでに川島町議会では「川越市との合併推進議員の会」の要綱が平成二十年六月十一日施行で設置されておりました。合併の問題については、私も平成十七年六月議会の中で合併問題についてというタイトルで舟橋市長へ質問いたしました。当時、市長からは「川越市といたしましては、来るものは拒まず」という考えで門戸を広げ一緒にやっというところという体制をとっておりまして、「とのご答弁をいただきました。また、当時の市長室、政策企画には川越市を取り巻く合併の議論について川越市として庁内で討論会とか、プロジェクトチームを作り研究を行っているかとの質問をしたところ「何も組織的なものは検討を行っていない」との答弁を記憶しております。

合併とは、行政間お互いの政治課題であり、市民がどの様に考えるか

### おのざわ康弘 プロフィール

昭和二十九年三月十三日  
川越市小仙波町生れ

東洋大学大学院  
工学研究科

（建築学専攻）修士  
川越市議会議員 2期

現職 文教常任委員会 副委員長

川越市議会図書室委員会 委員長

市庁舎建設特別委員会 委員長

議会運営委員会 委員

介護保険事業計画推進委員

（仮）川越西公園建設委員



が重要と私は考えます。川島町も川越市周辺の経済圏という意味では検討に値すると思えますが、川島町だけが考えているのでは先に進みません。今回、直接川越市議会にアプローチするアクションがあったという事は、今後川越市議会と川島町議会との関係もおのずと懇談等に発展していく可能性もあり、政治的な動きがあると思われまます。舟橋市長の任期が切れる来年の市長選挙でも、この合併問題は避けて通れず、今後の政治課題として市民の意見を聞きながら進めていくべきだと思います。

### 来年は川越市長選挙！

早いもので平成十七年一月に川越市長選挙が執行されてから4年を迎えています。現市長の任期は平成二十一年二月七日が満了となる為、来年度は選挙が執行されます。又、市議会議員補欠選挙も同時に執行されます。更に現在、衆議院の動向が微妙ですが、国政選挙も近日中に行われるのではないかと考えられます。

執行日	選挙名	支出先	支出金額
H21.1.25	川越市長選挙	川越市	67,160,000円
H21.1.25	川越市議補欠選挙	川越市	20,000,000円
未定	衆議院総選挙	国	80,000,000円

※市長選挙(二十年度予算),市議補欠選挙(予測),衆議院選挙(予測)

## 主な議決案件

### 九月定例議会の主な議案

(九月二日～九月二十五日)

#### 主な議決案件

決算の認定について 十一件  
 条例の一部改正について 八件  
 請負契約について 三件  
 調停の申立について 二件  
 財産の処分について 一件  
 道路線の認定、廃止について 七件

#### 補正予算

議員提出議案(条例改正) 二件

#### 意見書

同意案件 一件

#### 請願

十九年度川越市継続費清算報告 一件

十九年度川越市健全化判断比率 報告書

十九年度川越市資金不足比率報告書

十九年度川越市健全化判断比率報告書

十九年度川越市健全化判断比率報告書

#### 議案八十六号

川越市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する

条例を定める事について

今回の議案の改正主旨について

は、公益法人制度の改正に伴うものであります。内容としても主に墓地の経営者の基準について規定の整備を行おうとするものです。

#### 質疑骨子

本格的な高齢化社会を迎えている中で、今後川越市として墓地についてどのような見方をしているのか質疑いたしました。平成十五年四月より中核市となり、川越保健所が設置されて以降、墓地の経営を行っている施設に対する市民の方々の使用状況について確認を求めたところ、本市では、現状を把握していないという答弁でした。墓地の施設数に対しては、平成十九年度末現在において川越市は645施設に対し許可を出しており、経営者の内訳としては宗教法人が経営する墓地は92施設であり、個人墓地及び共同墓地が551施設という事でした。また、私の勉強不足で気がついていたのですが、川越市が管理する墓地として喜多院の中にある「松平大和守墓地」と川越市少年刑務所の中に、国の機関が管理する「無縁仏合葬墓地」がある事を確認いたしました。

#### 私が思う今後の課題

今回の質疑から墓地の経営基準とは、一つは「地方公共団体」、二つ目は、今回改正された「公益社団法人及び公益財団法人」、三つ目は「宗教法人」であるという事です。墓地、埋葬とは経営に対しては公益性、持続性、非営利性が求められるわけですから、地方公共団体が行う市営の墓地等があれば良いと思いますが、本来は国の問題であると私は思います。又今回の答弁の中に共同墓地や個人の墓地が551施設とあり、将来を考えた持続性に対してどこまで担保できるかに若干の疑問を抱きましたが、私の今後の課題として整理してみたいと思います。

#### 菊地実議員のご冥福を

お祈りいたします。

市議会議員・菊地実さんは八月六日、逝去されました。

私が議員に初当選してから足掛け6年、先輩議員として議場での反骨精神にあふれた質問に感心いたしました。ご冥福をお祈りいたします。

#### 文教常任委員会の主な議案

##### 請願6号

#### 旧市民体育館代替施設

##### 早期建設に関する請願書

九月五日川越市体育協会会長 関口正鑠氏より川越市議会へ請願書が提出され全会派確認のもと受理され、文教常任委員会へ付託されました。請願の内容は、すでに解体された旧市民体育館に代わる体育館の早期の建設を強く要請するものです。年間で45,000人～50,000人が利用していたこの体育館では、市民が利用する上で最も身近な体育施設として親しまれ、本市の生涯スポーツ振興はもとより、今後も女性や特に高齢者のスポーツ人口の急増などで、市民のスポーツ需要を満たす上でも、必要であるとの事です。この事はすでに舟橋市長も本議会で、質問に立った議員への答弁で、必要性と建設に向けた前向きな答弁をされております。私も昨年の決算特別委員会、総括質疑で山浦教育長、細田副市長へ体育館の早期建設を求めました。今回は委員会で採

扱され、本議会でも異議なしで採択されました。今後の早期対応に期待いたします。

議案八十八号

川越市立学校条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市古谷東小学校が来年四月一日より廃止となります。昭和六十二年開校した古谷東小学校も現在では生徒数が68名、今年度の卒業生が20名であり、48名の生徒が古谷小学校へ転校されます。委員会の質疑では、今後の施設利用の方向性や転校される子供たちのケアについての議論など、廃止される学校へ熱い思いが感じられました。



委員会での一言、嚴重注意！

初雁中学校の耐震補強工事にコンクリート強度を見誤った事により必要な強度よりも低い数値でコンクリートの打設をしたことが判明。耐震壁4カ所及び柱2本のコンクリートの打直し工事が行われる報告を教育委員会から受けました。

【一言】

以前にも、コンクリートの数量チェックミスが、国の監査により発覚した事も記憶に新しく、私自身も決算特別委員会でミスが発生しやすいシステムについて指摘をいたしました。公共工事に限らず、工事とは発注者側と受注者側の整合性が一致するシステムが重要であり、そもそもこの点が欠けていたミスとなれば、大きな問題であります。今後更に数多くの学校耐震工事を短期間で行わなければならず、先が思いやられます。もしも行政が監理に不安があるとすれば、民間の機関に監理を行わせ、責任の明確化を図ることも検討すべきであると思います。

私の議会質問

川越市斎場（火葬場）について

斎場、火葬場に関する川越市議会での一般質問では、平成九年より9名の議員が質問をされており、平成十七年、十八年の議事録を確認したところ、中にはかなり具体的な建設場所まで句を合わせるような答弁がされている様であります。

今回、私がこの質問を選んだのは、議会でこれまで多数の議員の質問が行われているのに、なぜアクションが無いのかを明らかにしたいと思ったからであります。第三次総合計画のなかでも葬祭事業の充実とあり三年間でチェックを行う実施計画の中でも「新斎場の検討を行います」と書かれております。都市計画法の一部改正や環境をとりまくシステムや法律外の県のガイドラインなど、この数年で大分見直しがされております。一般的には迷惑施設として扱われてしまうこの種の施設ですが、亡くなられた方の尊厳を担保し、ご遺族のご負担、ご心労を出来るだけ軽くする為にも、現在の斎場では無理があまりあります。現実的な高齢化社会、

将来の死亡者の増加をデータで確認して、最も川越市の緊急課題として前進させなければならぬと、私は考えます。

今回の質問では、斎場の現状について、将来の想定、問題と課題について3回に分け、なぜアクションが無いのか？本気で考えているのか？を質問いたしました。

- 1. 斎場の現状について
- 年間利用状況、過去3年間と
- 最大利用可能件数
- 利用時間区分

- 現在の体制（現場と市民課）
- 現在の施設の状況
- （炉の数、待合室、収骨室等）
- 斎場利用の待ち日数（最大待ち日数）
- 現在の斎場の耐震について

- 2. 将来の斎場の想定について
- 現在の施設の耐用年数
- 今後10年間の死亡者数の予測
- （最新のデータによる）
- 死亡予測数を斎場可能日で割った
- 一日当りの件数（今後10年）
- 斎場整備検討研究会の
- 理想的にはどの程度の規模の
- 施設が必要か？
- 現在の開催及び活動内容
- ペット、小動物への対応
- 都市計画上の問題、課題
- やすらぎの郷の稼働状況と
- 斎場の関係
- 他

3. 問題、課題

- 市の報告では二十一年度は火葬限界年とあるがその対策とは？
- 都市計画法の扱いの変更により建設を一步進められるか？
- 研究会を一步進め、庁内の検討委員会、外部の識者も入れた委員会の設置が必要と考えるが、どう考

斎場の関係 他

えているか?  
 ・現在の体制でこの大きな事業を進められるか?  
 ・新斎場建設に副市長の見解は?

**私が思う今後の課題**

川越市も現状の斎場の延命も図りつつ施設の改善を行っており、努力は感じられますが現施設に増改築では無理があります。例えば収骨室が一ヶ所であり、時間差により遺族の対応をしています。斎場の利用時間も十一時から一時半までは毎月100%近い利用率であり、火葬件数が比較的少ない六月、七月、九月、十月でも93%以上です。又、耐震についても公共施設における県の指針を基準とした「川越市耐震改修促進計画」では多数の者が利用する建物は階層3階、1,000㎡以上が対象という事ですが、昭和五十年に建てられた市斎場は738.5㎡であり基準外という事です。しかし、斎場には、バーナーなど火器を使用する施設がある以上、耐震対応は面積要件だけではないと思います。

全般的な質問の最後に事業の体制や検討委員会の設置を含め、進まない理由に対して、舟橋市長に本気で検討するつもりがあるのか答弁を求めるとは、冒頭欠席というアクシデントがあった為残念ながら細田副市長の答弁となりましたので斎場建設に向けた組織面や体制面を重視した見解に留めました。

**川越市政の「むさし」に注目!**

**「むさし」の研究の郷構想**

**の発展的解消について**

「むさしの研究の郷構想」(2020年頃を目標年次)は、圏央道の整備効果を活かし、圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺約500ha(川越市分25ha)の区域において、研究開発機能を核とした多機能複合型のまちづくりを目指すものとして、平成十一年三月に、埼玉県を中心に川越市、鶴ヶ島市、日高市が協力して策定した構想です。その後、社会経済情勢の変化などによって、構想を取り巻く環境は大きく変化しており、まちづくりの核として位置づけられていた研究開発機能の導入の見込みが無いことから「むさしの研究の郷構想」を根拠としたまちづくりが必ずしもふさわしい取り組みではなくなっています。

一方、圏央道の整備に伴い、産業集積基地としてのポテンシャルの向上を背景に、「むさしの研究の郷構想」対象地域における産業基盤を整備する環境として、田園都市産業ゾーン基本方針や川越業

務核都市基本構想が新たに策定されてきています。

このように、構想対象地域の現状をよりの確に反映できる制度も策定された状況において「むさしの研究の郷構想」は、策定10年目の節目を迎える平成二十年度をもって発展的に解消する方向で埼玉県と関係3市で検討しています。

この事に伴い、今後の川越市域の一部を含む圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地域の整備については、圏央道の整備効果を活かすといった「むさしの研究の郷構想」の主旨を活かしつつ、整備の進め方をより効果的な形に移行していくものとして、新たに整備された制度も含めて、個々の事業ごとに適した手法の活用を検討して、産業基盤の整備を推進していくこととするものです。

**次回の議会**



12月定例議会にも是非傍聴にお越し下さい。  
 是非傍聴にお越し下さい。  
 市政に関するご相談や、ご意見がありましたらお気軽に、ご連絡下さい。

TEL232-5789  
 TEL231-4850  
 FAX233-9310

v.onozawa@pop.kcv-net.ne.jp

**「川越の将来を考える」シンポジウムに参加しました。(九月二十三日)**

冒頭ページでも書いたように、今年から来年の始めにかけ多くの選挙が行われる予定です。選挙では数年前から従来の「選挙公約」に代わり「マニフェスト」を提示して各候補者が争うようになっています。

候補者の政見やマニフェストは、候補者の都合のいいことを都合のいい形で発表しているだけの場合もあり、必ずしも有権者の知りたいことは一致しません。「有権者主導の選挙」にするため、これから行われる国政、地方政治のあらゆる選挙について、各有権者が最も知りたい点について各候補者に質問して、十分納得して投票するようにしたらどうか?つまり「逆マニフェスト」を提案してはどうかという事です。

今回のシンポジウムの講演内容は、大変傾聴すべき内容だと思えます。しかし、逆もまた真なりと申しますが、市民の方から要望を並べ立てるだけでは従来の「請願、要望」と変わりがありませんし、マニフェストに明示すべき、予算、期間は市民には分かりません。その上マニフェストの内容が達成されたかどうか評価するには大変な労力が必要と思えます。

検討すべき問題もあるとは思いますが市民が市民の為に候補者に意見する事は大変重要と考えます。次の選挙では周りの人と話してみたいかがでしょうか。